

令和4年9月9日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

ガストーチに関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

- | | |
|--|----|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故
(うちガストーチ1件) | 1件 |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
(うち電気炊飯器1件) | 1件 |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故
(うちノートパソコン1件、プラズマテレビ1件、
ポータブルブルーレイプレーヤー1件、電子レンジ1件、
パワーコンディショナ（太陽光発電システム用）1件、
電動車いす（ジョイスティック形）1件、除湿乾燥機1件、
電気掃除機（自走式）1件) | 8件 |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし | |
- 1.～4.の詳細は別紙のとおりです。
5. 留意事項
これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。
本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202200433	令和4年8月16日	令和4年9月5日	ノートパソコン	火災	当該製品及び周辺を溶融する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202200434	令和4年7月15日	令和4年9月5日	プラズマテレビ	火災	店舗の休憩室で当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	青森県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和4年8月26日
A202200435	令和4年8月25日	令和4年9月5日	ポータブルブルーレイプレーヤー	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	令和4年9月8日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202200436	令和4年8月19日	令和4年9月5日	電子レンジ	火災	宿泊施設で火災報知器が鳴動したため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福岡県	
A202200437	令和4年6月21日	令和4年9月5日	パワーコンディショナ(太陽光発電システム用)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の施工状況を含め、現在、原因を調査中。	茨城県	令和4年9月8日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和4年8月24日
A202200438	令和4年8月18日	令和4年9月5日	電動車いす(ジョイティック形)	重傷1名	当該製品を使用中、縁石を乗り越え、崖下へ転落し、負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	静岡県	
A202200440	令和4年8月23日	令和4年9月6日	除湿乾燥機	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福岡県	令和4年9月8日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202200442	令和3年9月19日	令和4年9月7日	電気掃除機(自走式)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	千葉県	令和3年10月14日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年9月21日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して厳重注意